

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年1月3日 07時45分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市横須賀港第7区（久里浜湾南方沖） 海瀬島灯台から真方位225°990m付近 （概位 北緯35°12.4′ 東経139°43.6′）
事故の概要	遊漁船第一山天丸 ^{やまてん} は、南南西進中、ミニボート（船名なし）はロープでゴムボート（船名なし）を繋いだ状態で錨泊中、第一山天丸がゴムボートに衝突した。 ミニボートは、操縦者B及び同乗者Bが負傷し、また、ゴムボートは、漕手Cが負傷した。
事故調査の経過	令和3年2月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第一山天丸、18トン 235-36675 神奈川、有限会社山天丸釣船店 14.90m (Lr) × 4.40m × 1.52m、FRP ディーゼル機関、364.07kW、平成9年2月 B ミニボート（船名なし）、0.1トン なし、個人所有 2.52m × 1.32m × 0.51m、FRP ガソリン機関（船外機）、不詳、不詳 C ゴムボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.56m × 約2.04m × 約0.30m、ゴム 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年8月13日 免許証交付日 令和2年11月2日 （令和8年8月20日まで有効） B 操縦者B 46歳 C 漕手C 49歳

死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 軽傷 2人（操縦者B、同乗者B）</p> <p>C 軽傷 1人（漕手C）</p>
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約3～4m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.3m、潮汐 高潮時</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、釣りの目的で、令和3年1月3日07時23分ごろ神奈川県三浦市^{つるぎ} 劔崎沖の釣り場（以下「本件釣り場」という。）に向けて横須賀市^{ひらまく} 平作川の定係地を出航した。</p> <p>A船は、平作川河口付近において、一旦漂流してスパンカー（船首を風上に向ける目的で船尾部に設けられた縦帆）のポスト（支柱）を立てる作業を行った後、海瀬島西方沖を經由し、本件釣り場に向けて南南西進した。</p> <p>船長Aは、横須賀港第7区の久里浜湾南方沖を手動操舵で操船に当たり、適宜周囲を見ながら、約15ノットの対地速力で南南西進中、07時45分ごろ、ふと左舷を見たところ、A船の左舷中央部至近にB船及びC船を認めた。</p> <p>船長Aは、直ちに減速して機関を中立運転とし、船尾方を見たところ、B船及びC船の乗船者を海面に認めたので、B船の方に引き返し、動揺でB船から海に投げ出された操縦者B及びB船上で転倒していた同乗者（以下「同乗者B」という。）からB船に掴まっている漕手Cに頭痛がある旨を聞いた。</p> <p>船長Aは、漕手CをA船に引き揚げ、最寄りである横須賀港第7区の岸壁に向かう旨を操縦者Bと同乗者Bに伝え、了解を得たのち、同岸壁に向う途中、119番に電話して救急車を要請し、同岸壁着岸後、待機していた救急車に漕手Cの移送を引き継いだ。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗船し、同乗者Bを乗せ、漕手CがC船に乗り、C船を長さ約4mのロープで^{けんいん}牽引し、釣りの目的で、07時10分ごろ横須賀市久里浜湾南方沖に向けて同市久里浜海岸を出発した。</p> <p>B船は、久里浜湾南方沖のニッカ根付近に到着し、C船をロープで繋いだ状態で船首を北東方に向けて錨泊を開始した。</p> <p>操縦者B、同乗者B及び漕手Cは、釣りの準備等を行っていたところ、約100mに左舷船首方から接近するA船を認めた。</p> <p>漕手Cは、釣竿を振って大声で叫んだものの、A船がそのまま接近したので、A船がC船と衝突する直前で海に飛び込んだ際、身体が上下に揉まれた状態で何処かが当たった感覚を覚え、また、操縦者BはA船の航走波でB船が押されてバランスを崩して海に投げ出された。</p> <p>操縦者BはB船に自力で^は這い上がり、漕手Cは、B船が小さくて収</p>

	<p>容ができなかったため、B船に掴まり、操縦者B及び同乗者Bに自身の救命胴衣を掴んでもらった状態で救助を待った。</p> <p>B船は、A船が漕手Cを救助して入港した同じ岸壁に着岸した。</p> <p>漕手Cは、横須賀市内の病院に搬送されてその日に退院し、後日同市内の医院に転院して診察を受け、右肩打撲傷、左手末梢神経障害、頭部頸部打撲傷、左胸部打撲傷及び頸椎捻挫と診断され、全治約7か月の通院加療を要した。</p> <p>操縦者Bは、後日、横須賀市内の医院で受診し、頸椎捻挫、腰椎捻挫及び左肩関節捻挫と診断され、全治約1か月の通院加療を要し、また、同乗者Bは、後日、同市の医院で受診し、頸椎捻挫、^{ひじ}左肘挫傷、左股関節挫傷、腰部挫傷と診断され、全治約1か月の通院加療を要した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の操縦席からの見通し状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故当時、日の出で海面が眩しく、B船及びC船が、高さが低いので、分かりづらかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、今まで年始の時期に久里浜湾南方沖で釣りをしている小型の船を見たことがなく、今回も同様にいないものと思っていたので、前方の見張りが疎かになっていた。</p> <p>B船及びC船は、本事故当時、約1.5mの旗竿等を表示していた。</p> <p>船長Aは、本事故後にB船及びC船を見た時に表示していた旗を見なかったため、目立つ旗を表示していれば、B船及びC船に気付いていたと本事故後に思った。</p> <p>「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(国土交通省海事局、平成23年発行、 https://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/miniboat_final_pdf_0127.pdf)には、次のことが記載されている。</p> <p><u>ミニボートは、他船からは見えにくく、レーダーにも映りにくいため、衝突される危険性が高いです。他船から見えるように、<u>3m以上の高さのポールや釣り竿を利用して、目印となる旗やレーダー反射板を揚げましょう。</u>ただ、ほとんどのミニボートには、ポールや釣り竿を立てる装置がついていません。したがって、ボートを手に入れたら、邪魔にならない位置に自分で竿立てを付けたり、市販のポール立てを取り付けましょう。</u></p> <p>操縦者B、同乗者B及び漕手Cは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>A あり、B あり、C あり</p> <p>A なし、B なし、C なし</p> <p>A なし、B なし、C なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、久里浜湾南方沖を南南西進中、船長Aが、今まで年始の時期に同沖合で釣りをしている小型の船を見たことがなく、今回もないものと思い、本件釣り場に向けて航行を続けたことから、前方で錨泊中のB船及びC船に気付かず、C船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、久里浜湾南方沖でC船をロープで繋ぎ、船首を北東方に向けて約1.5mの旗等を掲示した状態で錨泊中、操縦者Bが、釣りの準備等に意識を向けて錨泊を続けたことから、左舷船首方から接近するA船を認め、釣竿を振って大声で叫んだものの、A船がそのままの針路で接近してC船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、横須賀港第7区の久里浜湾南方沖において、A船が南南西進中、B船がC船をロープで繋ぎ、船首を北東方に向けて約1.5mの旗等を掲示した状態で錨泊中、船長Aが、同沖合で釣りをしている小型の船はいないものと思い、本件釣り場に向けて航行を続け、また、操縦者Bが釣りの準備等に意識を向けて錨泊を続けたため、A船がC船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、湾の沖合に特定の時期だけ釣りをするミニボート等の小型の船がないと思わず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ミニボートの操縦者は、自船に気付いていない船もいるので、自船に接近して来る船が自船に気付くように常時目立つ色の旗、又はレーダー反射板を3m以上の高さのポールや釣り竿などに付けてできるだけ高い位置に揚げることを望ましく、また、有効な音響信号を行うことができる携帯式の簡易エアホーンを備えておくことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

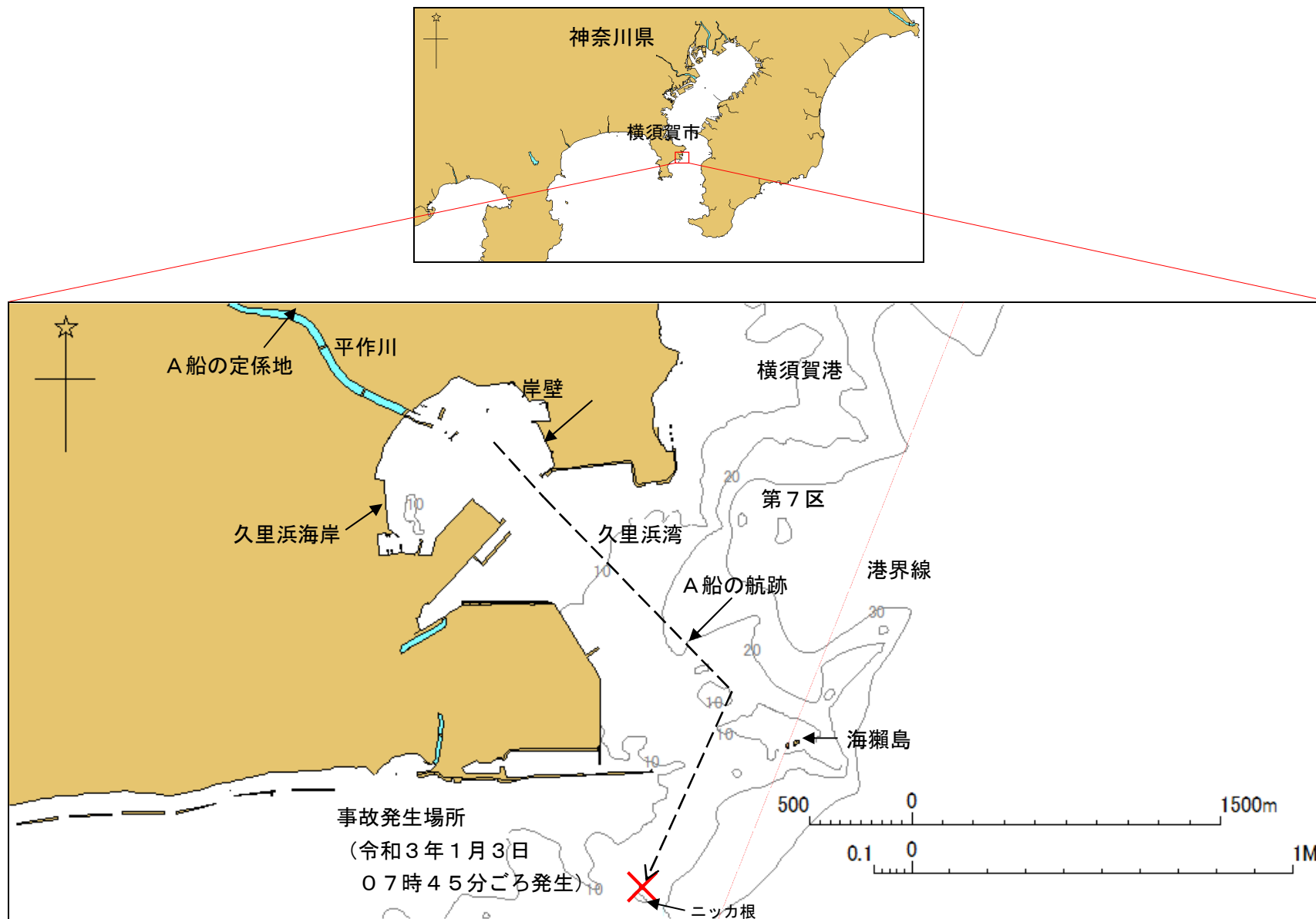


写真1 A船



写真2 A船の操縦席からの見通し状況

